

## 国立大学法人愛知教育大学安全保障輸出管理手続要項

2020年7月15日

要項第7号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人愛知教育大学安全保障輸出管理規程（2019年12月1日規程第36号。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、愛知教育大学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(輸出管理責任者)

第2条 規程第7条第1項の輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学系長
- (2) 財務・学術部長
- (3) 学務部長

2 前項第1号の規定にかかわらず、日本語教育支援センター教員及び健康支援センター教員の管理責任者は、各センター長とする。

(事前確認)

第3条 本学の役員、教職員その他本学に雇用されるすべての者（以下「教職員等」という。）は、次の各号に掲げる事項（以下「取引等」という。）を行おうとする場合、事前確認シート（別紙様式1-1，1-2）を作成し、別表に定める提出先に提出しなければならない。

- (1) 外国に技術を提供する場合
- (2) 外国に貨物を輸出する場合
- (3) 教育研究指導を行う学生等が外国に貨物を輸出する場合
- (4) 外国からの研究者、教員、訪問者等を受入れる場合
- (5) 留学生を受入れる場合

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる目的であることが明らかなき場合は、事前確認シートの提出を省略することができる。

- (1) 学術交流に関する協定に基づく活動
- (2) 学部課程の修学
- (3) 学部における授業の聴講

(取引審査の手続の要否)

第4条 管理責任者は、取引審査の手続の要否について判定し、当該教職員等に結果を通知するものとする。

2 管理責任者が取引等を行う場合は、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）が取引審査の手続の要否について判定するものとする。

3 教職員等は、取引審査の手続が必要と判定された場合、又は取引審査を行うことが明らかなき場合は、以下の号に示す審査票等を管理責任者に提出して取引審査を受けなければならない。

- (1) 規程第9条に該当する場合は、該非判定票（別紙様式2）及び審査に必要な資料
- (2) 規程第10条に該当する場合は、「用途」チェックシート（別紙様式3）及び明らかガイドラインシート（別紙様式4）
- (3) 規程第11条に該当する場合は、「需要者」チェックシート（別紙様式5）
- (4) 規程第12条に該当する場合は、審査票（別紙様式6-1, 6-2）  
（取引審査）

第5条 管理責任者は、前条第3項の審査票等を受理したときは、一次審査を行い、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、一次審査の結果を踏まえ、二次審査を行い、取引審査結果を当該教職員等に通知するものとする。

（取引審査委員会）

第6条 統括責任者は、二次審査を行うため、必要に応じて取引審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) その他、統括責任者が必要と認めた者

3 前項を規定する委員の任期は、当該取引等における審査の限りとする。

4 当該教職員又は直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることはできない。

5 委員会は、必要に応じて当該取引等に関して専門的知識を有する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（許可の申請）

第7条 第6条第2項の審査の結果、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 統括責任者は、経済産業大臣の許可を取得した場合、その結果を当該教職員等に通知するものとする。

（要項の改廃）

第8条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

## 附 則

この要項は、2020年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

事前確認シート提出先一覧表

取引及び受入等を行う者	取引等事項	輸出管理責任者	提出先
大学教員	第3条第1項（1）から（4）に該当するもの	所属する学系の学系長※	学術研究支援課
役員		財務・学術部長	
事務職員			
その他の教職員等			
受入担当教員	第3条第1項（5）に該当するもの	学務部長	国際企画課

※ 日本語教育支援センター及び健康支援センターに所属する大学教員の輸出管理責任者は、各センター長とする。